

広島ミニテニス協会

{規程類集}

1 旅費・派遣料規程

2 役員行動費規程

3 支部設置及び活動規程

(令和4年度一部改正)

広島ミニテニス協会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は広島ミニテニス協会(以下「本会」と云う)と称する。

第2条 本会の事務局は、総務部長宅とする。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、本会加盟のミニテニス団体(以下「団体」と云う)を総括代表し、生涯スポーツとしてのミニテニスの普及振興、地域との交流及び団体間の融和を図り、以って会員相互の親睦と健康増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業及び活動を行う。

- (1) ミニテニスの普及及び指導。
- (2) 技術講習会・審判講習会の開催。
- (3) 公認指導員・公認審判員の育成。
- (4) 各種競技会の開催。
- (5) 本会以外の競技会等への参加(派遣)。
- (6) ホームページの活用。
- (7) 日本ミニテニス協会等、他地域関係機関との連絡調整。
- (8) その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

第3章 組 織

(一般会員)

第5条 本会は、団体及びその団体に所属し、かつ本会に加盟した個人会員(16歳以上、以下「一般会員」と云う)をもって組織する。

- 2 団体および一般会員の期間は一会計年度とする。
- 3 登録の時期に関しては制限しないが、年度当初の登録に努める。
- 4 登録に必要な事項については、これを別に定める。

(特別会員)

第6条 本会は、特別会員として、名誉会員及び相談役をおくことができる。

- 2 名誉会員は、本会に特別の功労があった者。
- 3 相談役は、本会の目的達成に必要な知識と経験を有し、協力を得られる者。
- 4 何れも役員会が推薦し、総会で承認を得た者。
- 5 特別会員は、会長が必要と認める事項について、その諮問に応じ本会の会議に出席して意見を述べるができる。

第4章 役員

(役員)

第7条 本会は次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 1名
- (5) 会計 1名
- (7) 専門部長 各1名
- (8) 同副部長 若干名
- (10) 監事 2名

(役員を選出と任期及び、理事の任期)

第8条 役員を選出・任期は次のとおりとする。

- (1) 役員を選出は、役員選考委員会が推薦し総会で承認を得る。
- (2) 役員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。
- (3) 役員に欠員が生じた場合は、速やかに補選し、任期は前任者の残余の期間とする。
- (4) 理事は、各クラブの代表者とし、特に任期は設けない。

(役員職掌)

第9条 役員職掌は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事長は理事会を統括すると共に、本会の運営に関するすべてを統括する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故あるときはその職務を代行する
- (5) 会計は、本会の資産の管理、及び一般会計、特別会計の会計事務を掌る。
- (6) 各専門部長は、当該専門部の職務を掌る。
- (7) 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (8) 監事は、会計監査を行うと共に、不備がある場合は、会長に対し改善を勧告することができる。

第5章 機 関

(機 関)

第10条 本会には、次の機関を置く。

- (1) 総 会
- (2) 理事会
- (3) 役員会
- (4) 部長会

(総 会)

第11条 総会は、本会の最高議決機関で役員、及び団体の代表者及び、代議員をもって構成する。

- 2 総会は、団体の代表者及び、代議員の三分の二以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。
- 3 代議員は、次のとおり選出する事ことができる。(任意)

団体の個人登録数	代議員の数
10人未満	0人
10人以上)	1人

- 4 総会は、定時総会(年1回)及び臨時総会とし、会長が招集し開催日の10日前までに通知する。
- 5 総会の議長は、総会毎に総会出席者(役員を除く)の中から互選する。
- 6 総会は、次の事項を審議し決議する。
 - (1) 事業報告、決算報告の承認及び事業計画、予算の承認。
 - (2) 役員を選出、規約の改正・廃止。
 - (3) 役員選考委員会の設立。(対象年度、2年に1度)
 - (4) その他、本会に必要なと認めた案件。
- 7 総会の議事は、出席代表者及び、代議員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。但し、規約の改正・廃止及び解散は別に定める。
- 8 役員選考委員会は、各ブロックから1名、(4名)と理事長とで構成する。

(理事会「クラブ代表者」)

第12条 理事会は、役員、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、理事定数の過半数(委任状を含む)の出席をもって成立する。
- 3 理事会は、理事長が必要に応じ又は、理事の過半数の要請があった場合に行う。
理事長が議長を務め、議事運営を行う。
- 4 理事会は、本会の運営実務に関するすべてを統括し、本会の運営に関する事項を審議し決議する。
- 5 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会)

第 13 条 役員会は、監事を除く役員で構成する。

- 2 役員会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 役員会は、理事長が必要に応じ、又は構成員の過半数の要請を受けて招集し、総務部長が議長を務め議事運営を行う。
- 4 役員会は、本会の運営に関する全般及び種々事業計画とそれ等に伴う予算等について企画・立案し総会に提起すると共に、具体的な実行について運営する。
- 5 役員会の議事は、出席構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(部長会)

第 14 条 部長会は、理事長、副理事長及び、各専門部長をもって構成し、必要に応じて務部長が招集し、総務部長が議事運営を行う。

(専門部)

第 15 条 本会に、次の専門部を置く。

(1) 総務部

- ① 総会及び理事会・役員会の議事録の作成保管。
- ② 本会の加盟団体及び一般会員の管理、運営に関する事項。
- ③ 本会の庶務事務全般。
- ④ 予算の管理運営等、会計事務全般。
- ⑤ 関係機関との窓口折衝、調整、広報活動。
- ⑥ 支部の統括及び、調整。
- ⑦ その他、他部に属さない全ての事項。

(2) 研修部

- ① ミニテニス普及活動及び加盟団体へのミニテニスの技術指導。
- ② 技術講習会等の実施。
- ③ 公指会(公認指導員及び協会会員で入会を希望する者で構成)の統括及び指導。
- ④ その他ミニテニスの技術、マナー及び普及等に関するすべての事項。

(3) 審判部

- ① 各種大会における審判員の統括、さい配。
- ② 審判講習会等の実施。
- ③ 各種大会への審判員の派遣。
- ④ 審判部会の統括及び指導。
- ⑤ その他審判の技術及び審判員の育成等に関するすべての事項。

(4) 競技部

- ① 大会及び競技会の計画・調整。
- ② 競技部会の統括及び指導。
- ③ その他大会及び競技会に関するすべての事項。

- (5) 組織部（廃止する）
- ① 本会の会員拡大、普及促進に関する事項。
 - ② 支部の統括及び指導。
 - ③ その他本会の会員拡大、普及促進に関するすべての事項。

第6章 会 計

(会 計)

第16条 本会の経費は、加盟団体の登録料、会費、補助金及びその他の収入を管理する「一般会計」と各種大会・講習会等の参加費を管理する「特別会計」をもって運営する。

(一般会計)

第17条 団体登録料(2,000円)及び個人会費(1,000円)を年額として定める。

- 2 納入された団体登録料、個人会費は返還しない。
- 3 団体登録料及び個人会費は、総会の議決を経て変更することができる。

(特別会計)

第18条 各種大会・講習会等の参加費は、役員会に於いて、その都度決定する。

- 2 納入された参加費は原則として返還しない。

(会計年度・報告)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 会計報告は、会計監査を受けた後、翌年度の最初に開催される総会で報告し、承認を得なければならない。

第7章 旅費・役員行動費規程

(旅費)

第20条 本会の業務として会長が認め、役員及び会員が出張又は派遣等される場合の諸経費を支出することができる。詳細は、総会において定める。

(役員行動費・専門部等の行動費)

第21条 本会は、本会の役員に対して役員行動費、及び専門部等の行動費を支出することができる。

詳細は、総会において定める。

第8章 賞 罰

(表 彰)

- 第22条 ミニテニス競技の健全なる普及発展に顕著な業績をあげ、他の者の模範となる者を表彰し、副賞を贈る事が出来る。
- 2 被表彰者の推薦、役員会で推薦し、総会で決定する。
 - 3 表彰は、総会又は会長が適当と認めた日時、場所において行う。

(罰 則)

- 第23条 本会組織内において、社会通念及び倫理上不適切な言動を行い、本会の名誉を著しく損なった場合、もしくは本会の秩序を著しく乱した場合、罰則を与えることができる。
- 2 本会開催行事への有期限の出場停止、本会脱退勧告又は除名等の罰則内容については、役員会を経て総会で審議し決定する。

第9章 規約の改正・廃止及び解散

(規約の改正・廃止)

- 第24条 本規約は、総会の決議によって改正・廃止することができる。
- 2 この規約の改正・廃止は、総会の3分の2以上(委任状を含む)の決議を経なければならない。

(解 散)

- 第25条 本会は、総会の決議によって解散することができる。
- 2 この決議には、総会員の4分の3以上の同意を要する。

第 10 章 細 則

(細 則)

(領収書及び、関連書類等の保存期間)

第 26 条 本会の会計に関する「領収書」、「関連書類等」の保存期間は、
会計年度終了後、3 年間とする。

ただし、広島市スポーツ協会に関するものは5年間とする。

- (1) 本会の一般文書等の保存期間は、特に将来に渡り必要と思われる
文書以外は、3 年間とする。

(委任状)

第 27 条 総会及び理事会に欠席する場合は、出席する他の理事又は代議員に委任
する事ができる。

第 28 条 本規約に定めのない事項及び運営上必要な事項は、役員会の決議により
細則で定める。

附 則

- | | | |
|----|---------|------------------------|
| 1 | 本会の規約は、 | 平成 13 年 9 月 9 日から施行する。 |
| 2 | 一部改正 | 平成 14 年 4 月 21 日から施行。 |
| 3 | 一部改正 | 平成 15 年 4 月 20 日から施行。 |
| 4 | 一部改正 | 平成 16 年 4 月 18 日から施行。 |
| 5 | 一部改正 | 平成 18 年 4 月 23 日から施行。 |
| 6 | 一部改正 | 平成 19 年 1 月 28 日から施行。 |
| 7 | 一部改正 | 平成 19 年 5 月 13 日から施行。 |
| 8 | 一部改正 | 平成 24 年 4 月 29 日から施行。 |
| 9 | 一部改正 | 平成 29 年 4 月 23 日から施行。 |
| 10 | 一部改正 | 平成 31 年 4 月 27 日から施行。 |
| 11 | 一部改正 | 令和 3 年 4 月 25 日から施行。 |
| 12 | 一部改正 | 令和 4 年 4 月 24 日から施行 |

旅費・派遣料規程

(目的)

第1条 この規程は、会長の命により役員及び会員が出張又は、派遣する場合の
手続きと旅費に関する事項を定める。

(出張の区分)

第2条 出張は、日帰り出張と宿泊出張の2種類とする。
2 日帰り出張とは、出発の当日帰着できるものをいう。
3 宿泊出張とは、宿泊を要するものをいう。

(出張の経路)

第3条 出張の経路は、最も合理的かつ経済的な経路を選択することとする。
但し、特別の事由がある場合は、この限りでない。

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、次の定めるところによる。
2 交通費
3 宿泊料
4 日当

(交通費)

第5条 公共交通機関利用の場合は、
実費(最も合理的かつ経済的な経路を利用)を支給する。
2 自家用車等の非公共交通機関利用の場合は、
総走行Km数÷10Km(少数以下切捨て)×200円+有料道路代
(要事前承認)を基本とする。

(宿泊料及び派遣日当)

第6条 宿泊料および日当は、出張日数、宿泊日数に応じて次に定める定額を
支給する。

宿泊費	実費を支給する。(宿泊費+朝食代)
日 当	「1,000円×日数」を支給する。
会費等	実費を支給する。

参加要請機関から交通費及び宿泊費が支給される部分の交通費、宿泊費は
支給しない。

派遣日当	派遣責任者	1,500円
	指導員	1,000円

(派遣料)

第7条 協会加盟団体は、本会に指導員の派遣を要請した場合、交通費及び、次のとおり、派遣料を本会に納めること。
交通費は、第5条にならい納める。

派遣時間	派遣料 (一人当たり)
2時間まで	1. 500円
追加分 (5時間まで1時間毎に)	500円
5時間以上	3. 000円

(上部機関等への参加費等)

第8条 上部機関からの招聘及び会長が必要と認めるイベントに参加する場合の参加費等は実費を支給する。

(規程の改正・廃止)

第9条 本規程は、総会の決議によって改正・廃止することができる。

附 則

この規程は、平成19年1月28日より実施する。
一部改正 平成24年4月29日より実施する。
一部改正 平成31年4月27日より実施する。
一部改正 令和3年4月25日より実施する。

役員等行動費規程

(目的)

第1条 この規程は、役員が本会の会務を遂行するにあつての行動費に関する事項を定める。

(支給方法)

第2条 年間の行動費は、会計年度末に精算し支給する。

(役員等行動費)

第3条 役員行動費は、役職に応じて次に定める定額を支給する。
専門部等の行動費は、「別紙」専門部等の行動費、に定める定額を支給する。

役 職	年 額
理事長	30.000 円
副理事長	10.000 円
会計	20.000 円
専門部長	10.000 円
副部長	5.000 円

(規程の改正・廃止)

第4条 本規程は、総会の決議によって改正・廃止することができる。

附 則

この規程は、平成19年1月28日より実施する。

一部改正 平成23年5月1日より実施する。

一部改正 平成29年4月23日より実施する。

一部改正 平成29年10月22日より実施する。

(専門部等の行動費改定・協会会計担当の廃止)

一部改正 平成31年4月27日より実施する。

一部改正 令和3年4月25日より実施する。

(専門部等の行動費改定)

一部改正 令和4年4月24日より実施する。

(会計の役員行動費改定)

支部設置及び活動規程

(目的)

第1条 地域でのミニテニス活動および普及活動をより充実することを目的とする。

(組織)

第2条 支部の地域・編成、組織等については別に定める。

2 支部の設置は、役員会において承認する。

(会計)

第3条 支部活動費の助成金として、協会に登録している支部会員数の20%
×個人登録料(協会)に見合う金額を協会より補助する。

2 助成金は、支部の一般会計に充当する。

(活動制限)

第4条 支部の活動は、あくまでも地域活動に限定し協会活動と混同される活動は行
わないこと。

2 支部の行事と協会の行事が重なった場合は、協会の行事を優先すること。

3 支部活動に協会役員及び指導員(競技、審判、普及)等の参加を要請する
場合は、協会を通して行なうこと。

(規程の改正・廃止)

第5条 本規程は、総会の決議によって改正・廃止することができる。

附 則

本規程は、平成19年5月13日より実施する。

一部改正 平成24年4月29日より実施する。

一部改正 平成29年4月23日より実施する。

一部改正 平成31年4月27日より実施する。